

代理人としてマイナンバーカードを受け取る場合

やむを得ない理由により市役所に来庁することが困難であると認められるとき、代理人に対してマイナンバーカードを交付することができます。原則、顔写真付きの身分証明書の提示または顔写真証明書の提出による本人確認が必要となります。

<必要書類>

交付通知書（ハガキ）

裏面の回答書及び委任状欄（パスワード欄は目隠しシール貼付）を本人が記入

通知カード

紛失の場合は窓口で申し出てください。

住民基本台帳カード（※作成された方のみ）

マイナンバーカード（※更新または再交付の方のみ）

申請者の本人確認書類（すべて原本）

「Aの書類2点」または「AとBから各1点」または

「Bの書類3点（うち1点は顔写真証明書）」

※顔写真証明書：交付申請者が15歳未満の者、長期で入院している者、介護施設等に入所している者、訪問介護を受けている者に限り、使用することができます。

代理人の本人確認書類（すべて原本）

「Aの書類2点」または「AとBから各1点」

代理権を証明する書類

○法定代理人が来庁される場合・・・戸籍謄本等

本籍地が綾瀬市にある場合は不要。または、住民票上で親子の確認が可能な場合は不要。

○成年後見人・・・・・・・・・・登記事項証明書等

○任意代理人・・・・・・・・・・委任状（交付通知書裏面委任状に本人記入）

来庁が困難であることを証明する疎明資料

ケース	疎明資料
成年被後見人	代理権を証する書類（登記事項証明書等）
中学生、小学生、未就学児	顔写真証明書
高校生、高専生	学生証（顔写真付きのもの）
75歳以上の高齢者	委任状に外出困難である理由の記載
長期入院者 （概ね1か月）	入院診療計画書、領収書、診療明細書、 病院長が作成する顔写真証明書のいずれか
施設入居者	施設長が作成する顔写真証明書
障がい者	障害者手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証のいずれか
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書のいずれか
妊婦	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券のいずれか
海外留学	査証のコピー、留学先の学生証のコピー

<本人確認書類一覧>

A (※顔写真が貼付され、有効期限内のもの)

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書 (平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたものに限る)
- ・旅券 (パスポート)
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 (写真付に限る)
- ・療育手帳
- ・在留カード (写真付に限る)
- ・特別永住者証明書
- ・マイナンバーカード (再交付時や代理人交付時)
- ・住民基本台帳カード (写真付に限る) 等

B (※有効期限が設定されているものは有効期限内のもの、かつ氏名が住民票どおりに記載され、生年月日または住所が記載されているもの)

(例)

- ・健康保険証
- ・小児医療証
- ・各種医療受給者証
- ・社員証／在職証明書
- ・学生証／在学証明書
- ・無線従事者免許証
- ・母子手帳 (出生届出自治体の記入押印必須。出生届出済証明欄に記載された子のみ、本人確認書類として使用することができます。保護者の欄に記載されている方の本人確認書類としては利用できません。)
- ・年金手帳／証書
- ・介護保険証
- ・生活保護受給者証
- ・官公署の発行した職員証
- ・卒業証書／証明書
- ・海技免状

等

<注意事項>

- ◆お持ちいただく本人確認書類は全て原本である必要があります。
- ◆次のものは、本人確認書類として取り扱うことができません。
 - ・有効期限が切れているもの
 - ・本人確認書類のコピー (原本ではない場合)
 - ・氏名や生年月日が住民票の記載と異なるもの